

豊山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	15,922	7,856,891	262,487	1,385,512	17.6	16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

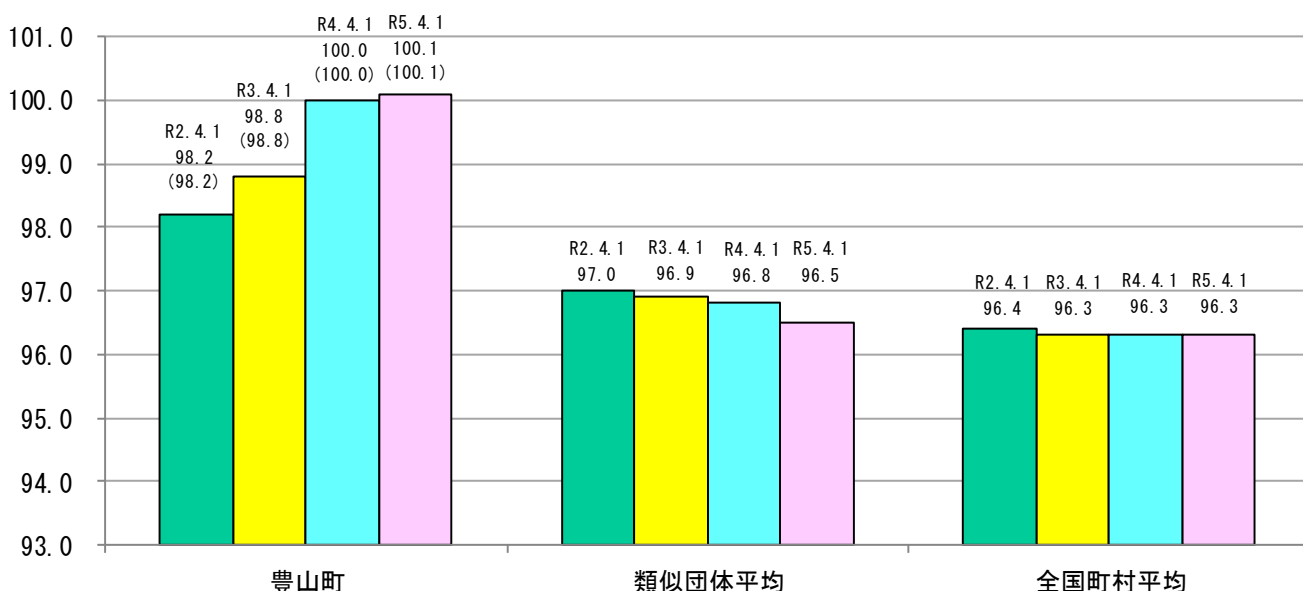
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	133	445,784	110,921	172,233	728,938	5,481	5,664

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

昇任・昇格や職員区分間の人事異動により国の平均給料月額より高くなった職員が発生したため、3年連続でラスパイレス指数が上昇している。今後は国の動向を踏まえ、昇格基準の見直しや人事評価制度等を活用して給与水準の適正化に努めていく。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。1級（全号給）及び2級の12号給までは、号給の引下げなし。3級以上の級の高位号給は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。5級及び6級の号給を増設。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

（支給割合）国基準6%に対し、本町においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日から6%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合										
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
豊山町の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
豊山町	37.8 歳	293,121 円	402,482 円	336,743 円
愛知県	41.4 歳	320,829 円	424,536 円	373,578 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.9 歳	306,346 円	364,711 円	335,794 円

② 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
豊山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち 学校 給食調理員	—	—	—	—	—	飲食物調理従事者	42.3歳	277,200円	—
うち 用務員	—	—	—	—	—	他に分類 されない 運搬・清掃・放送 等従事者	49.1歳	241,700円	—
うち その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知県	52.3歳	175人	298,361円	356,839円	334,665円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	50.5歳	7人	285,072円	305,642円	297,443円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
豊山町	—	—	—
うち 学校 給食調理員	—	3,697,200円	—
うち その他	—	—	—

※本町の技能労務職員については2人以下。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年から令和3年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		豊山町	愛知県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	196,300 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	162,700 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	140,000 円	151,200 円	—
	中学卒	—	139,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,100 円	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

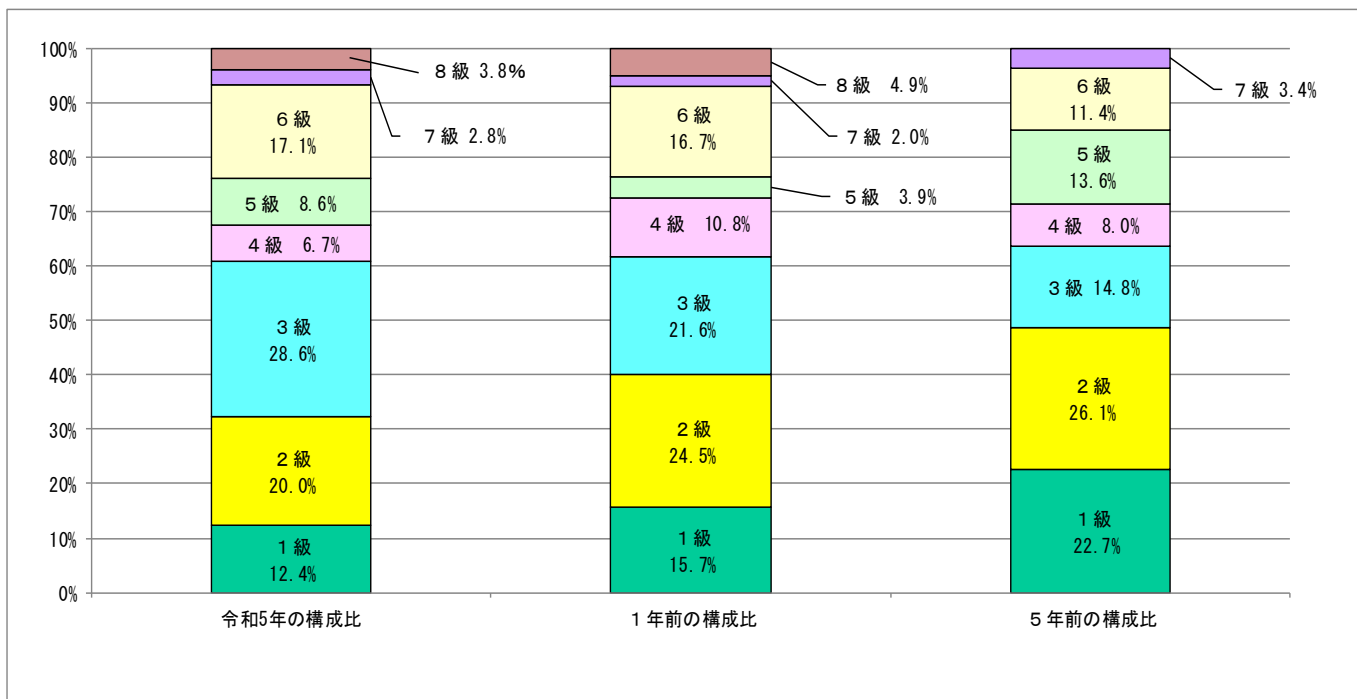
- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している年数をいう。
 2 各経験年数に該当する職員がいない場合又は該当する職員数が3人以下の場合は「—」で表示してあります。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

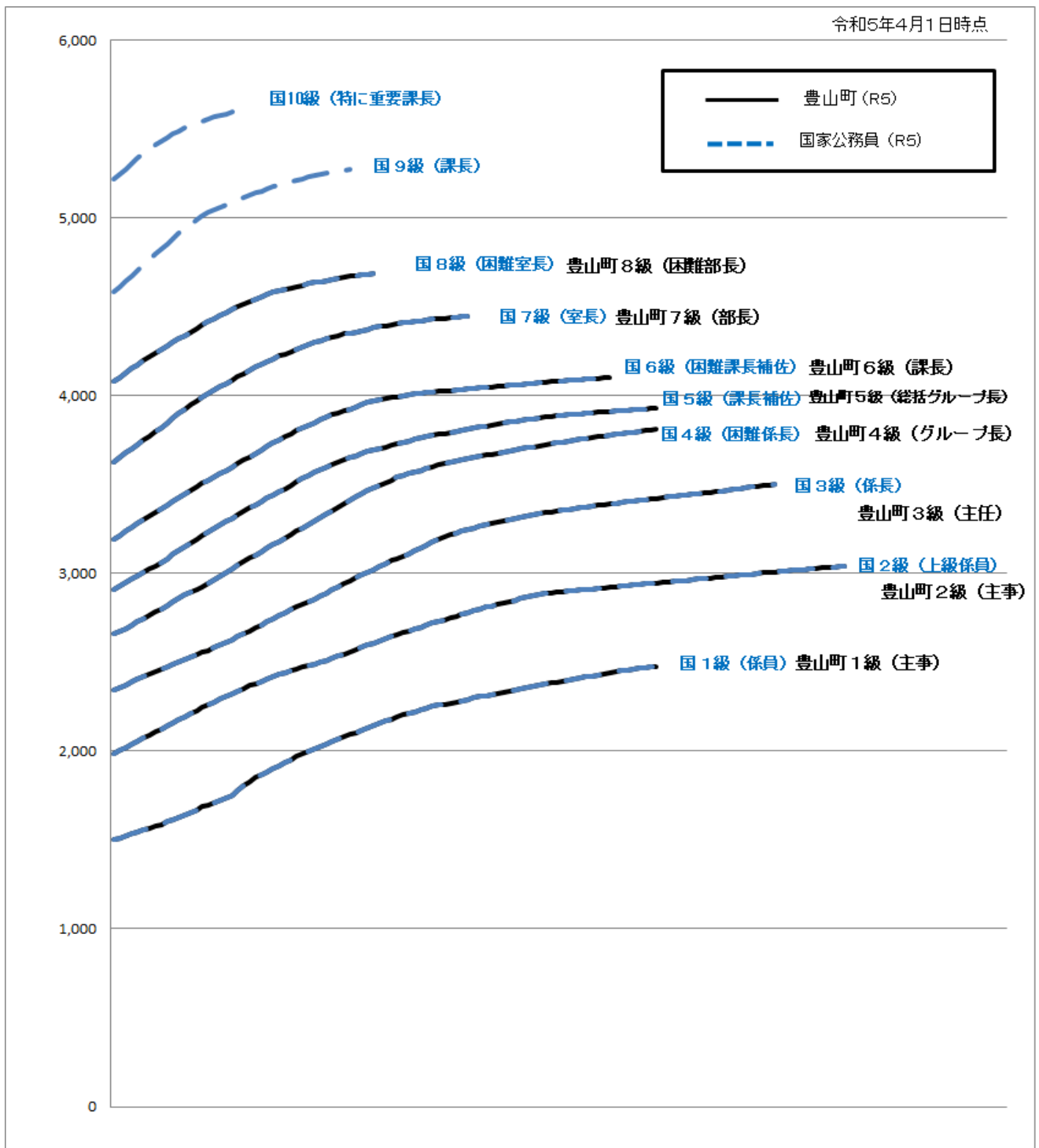
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	・主事補 ・主事	13人	12.4 %	162,100 円	249,400 円
2 級	・相当高度の知識又は経験を必要とする主事	21人	20.0 %	208,000 円	305,200 円
3 級	・主任	30人	28.6 %	240,900 円	351,000 円
4 級	・グループ長 ・主査	7人	6.7 %	271,600 円	382,000 円
5 級	・総括グループ長	9人	8.6 %	295,400 円	394,000 円
6 級	・課長又は室長 ・出先機関の長	18人	17.1 %	323,100 円	411,300 円
7 級	・部長 ・次長	3人	2.8 %	365,500 円	446,200 円
8 級	・高度の知識経験に基づき困難な業務を行う部長	4人	3.8 %	410,300 円	470,000 円

- (注) 1 豊山町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年に7級制から8級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（豊山町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分			○	○
上位、標準の区分	○	○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

豊山町	愛知県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,288千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,738千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（豊山町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

豊山町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置（割増率2～45%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 1,298千円（全事由）			（割増率2～45%）		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		31,126千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		200,815円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	6%	155人	6%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		180千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		2,394円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		48.4%		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する 支給単価
災害業務手当	全職種	非常配備により災害業務に従事したとき	156千円	1回 2,000円
行旅病人等 収容手当	全職種	行旅病人及び行旅死亡人の収容作業に従事したとき	—	1回 2,000円
犬猫等死体 処理手当	全職種	犬猫等の死体処理の作業に従事したとき	—	1回 1,000円
防疫手当	全職種	防疫作業に従事したとき	—	1回 500円
用地等交渉手当	全職種	用地の取得及び物件移転補償のため庁外において特に困難な交渉業務に従事したとき	8千円	1回 350円
税務手当	税務職	町税及び税外収入の滞納徴収の外勤事務に従事したとき	16千円	1回 500円
予防接種手当	看護・保健職	看護師又は准看護師の資格をもつ職員が予防接種の補助業務に従事したとき	—	1回 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	43,201千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	335千円
支給実績（令和3年度決算）	33,164千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	246千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定期間の加算 5,000円 ※配偶者及びその他について8級職員は3,500円	同じ	—	9,964千円	211,997円
住居手当	【借家】 16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて 最高28,000円	同じ	—	10,708千円	289,418円
通勤手当	2km～5km 2,000円 5km～10km 4,200円 10km～15km 7,100円 15km～20km 10,000円 20km～25km 12,900円 25km～30km 15,800円 30km～35km 18,700円 35km～40km 21,600円 40km～45km 24,400円 45km～50km 26,200円 50km～55km 28,000円 55km～60km 29,800円 60km以上 31,600円	同じ	—	10,147千円	80,534円
管理職手当	・理事 79,400円 ・部長、参事 75,200円 ・次長(相当職含む) 62,200円 ・課長(相当職含む) 49,800円 ・出先機関の長 33,200円	—	—	19,613千円	754,338円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給している職員が、週休日等に勤務する場合に時間数に応じて 週休日 8,500円～12,750円 平日深夜 4,300円	同じ	—	816千円	31,392円
単身赴任手当	基礎額 30,000円 加算額(100km以上) 距離に応じて 8,000円～70,000円	同じ	—	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	746,100円 (829,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 880,000円 / 492,000円	
	副 町 長	685,000円 (685,000円)	710,000円 / 468,000円	
報 酬	議 長	377,000円 (377,000円)	420,000円 / 268,000円	
	副 議 長	302,000円 (302,000円)	360,000円 / 218,000円	
	議 員	282,000円 (282,000円)	345,000円 / 179,000円	
期 末 手 当	町 副 町 長	(令和4年度支給割合) 3.30月分		
	議 副 議 長	(令和4年度支給割合) 3.30月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	829,000円 × 在職月数 × 0.392	15,598,464円	任期毎
		685,000円 × 在職月数 × 0.235	7,726,800円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

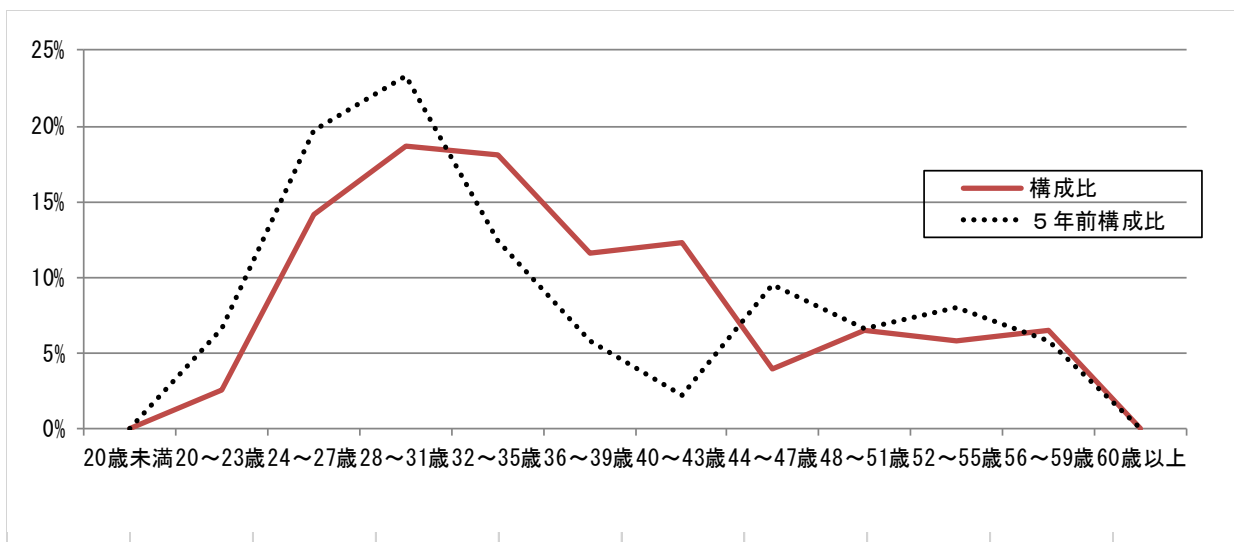
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通 会計 部門	一般行政部門	議会	3	2	△1	他部門の業務量増加のため異動
		総務	35	35	0	
		税務	9	9	0	
		農林水産	3	3	0	
		土木	10	12	2	
		民生	48	52	4	
		衛生	9	8	△1	
	計	117	121	4	広域防災拠点の建設に伴う用地グループの新設業務量増加に伴う増員 事業縮小に伴う減員 <参考> 人口1万当たり職員数 76.24人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 76.54人)	
	教育部門	16	17	1		
	消防部門	—	—	—		
	小計	133	138	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.95人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 93.72人)	
会計部門 公営企業等	下水道	4	4	0	体制強化に伴う増員	
	その他	11	13	2		
	小計	15	17	2		
合計			148 [166]	155 [166]	7 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 97.66人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	22人	29人	28人	18人	19人	6人	10人	9人	10人	0人	155人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	106	107	106	109	117	121	15(14.2%)
教育	14	18	16	16	16	17	3(21.4%)
普通会計計	120	125	122	125	133	138	18(15.0%)
公営企業等会計計	17	19	18	19	15	17	0(0.0%)
総合計	137	144	140	144	148	155	18(13.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。